

基本方向	施策の方向	重点事項	
		H22	提案委員名
<b>目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革</b>			
1 男女平等の視点に 立った教育の推進	(1)家庭における男女平等教育の推進	○	M 委員
	(2)学校における男女平等教育の推進	○	A 委員、F 委員、H 委員、 G 委員、I 委員、P 副会 長、J 委員、M 委員
	(3)地域における男女平等教育の推進	○	M 委員
2 男女共同参画の啓 発	(1)広報啓発活動の充実		
	(2)調査研究の充実	○	D 会長
	(3)メディアにおける男女共同参画の推進	○	A 委員
3 女性の人権を尊重する 認識の浸透	(1)性の尊重についての認識の浸透		
	(2)母性の重要性の認識の浸透	○	N 委員、L 委員
4 女性に対するあら ゆる暴力の根絶	(1)女性への暴力根絶についての認識の浸透	○	B 委員、C 委員、D 会 長、J 委員、K 委員
	(2)セクシュアル・ハラスメントの防止		
	(3)被害者への相談・支援体制		
<b>目標Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進</b>			
1 政策・方針決定過 程への女性の参画 促進	(1)審議会等への女性の参画の促進	○	B 委員
	(2)方針決定過程における女性の参画の促進	○	A 委員
	(3)農業経営活動への女性の参画支援	○	G 委員、K 委員
2 地域社会への男女 共同参画の促進	(1)社会活動への参加促進		
	(2)ボランティア活動への参加促進		
	(3)地域リーダーの養成	○	F 委員
	(4)国際交流・国際協力の促進	○	D 会長
	(5)防災分野における男女共同参画の促進	○	N 委員、P 副会長
	(6)まちづくりにおける男女共同参画の促進		

基本方向	施策の方向	重点事項	
		H22	提案委員名
<b>目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり</b>			
1 男女がともに働く ための環境整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
	(2)育児支援体制の充実	○	B 委員、C 委員、E 委員、 F 委員 O 委員
	(3)家庭生活への男女共同参画の促進	○	K 委員
2 就労における男女 平等の促進	(1)男女の均等な雇用と待遇の確保	○	E 委員、H 委員
	(2)職場における男女平等の促進		
3 就業機会の促進	(1)就業支援体制の充実		
	(2)雇用機会の情報収集・提供	○	E 委員、L 委員、 R 委員
	(3)女性の再チャレンジ支援	○	H 委員、L 委員、O 委員
<b>目標Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり</b>			
1 母子保健の充実	(1)保健相談や指導體制の充実	○	C 委員、O 委員
	(2)保健・健康審査の充実	○	R 委員
2 健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進		
3 安心できる介護環 境の整備	(1)介護の支援体制の充実	○	S 委員、N 委員
	(2)高齢者や障害者に対する社会参画自立支援		
4 生涯学習の推進	(1)学習機会や学習情報の提供	○	J 委員

プランの推進	市民における推進
	庁内における推進
	国・北海道などとの連携